

安城市役所における自動証明写真機設置事業者 募集要項

安城市役所において顔写真が必要となる手続を行う市民の利便性の向上を図るため、自動証明写真機（以下「写真機」という。）の設置事業者を募集します。

この募集は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定による行政財産の貸付けとして行うものです。

希望者は、下記の事項を確認の上、応募してください。

記

1 貸付物件

- (1) 所在地 安城市桜町18番23号
- (2) 設置場所 安城市役所本庁舎駐輪場の一部
- (3) 面積 1.54㎡（幅1.4m×奥行き1.1m）
- (4) 設置台数 1台
- (5) 貸付期間 令和6年6月1日から令和9年3月31日まで（2年10か月）

2 最低金額（税抜き2年10か月分）

金11,679円（年額4,122円。ただし、令和6年度は3,435円とする。）

※上記の金額は、写真機の設置に係る必要経費として別途納付を要する電気料（147,000円（年額52,000円。ただし、令和6年度は43,000円とする。））を除いた額とする。

3 応募資格

次に掲げる条件に該当すること。

- (1) 愛知県内に本社又は事業所（営業所）を有する法人又は個人
- (2) 写真機の設置業務について、愛知県内で過去5年以内において2年以上管理及び運営の実績がある法人又は個人
- (3) 国税及び愛知県税のうち次に掲げるもの並びに安城市税が未納でないこと。

ア 国税

- (ア) 法人 法人税並びに消費税及び地方消費税
- (イ) 個人 申告所得税並びに消費税及び地方消費税

イ 愛知県税

- (ア) 法人 法人県民税及び法人事業税（特別法人事業税及び地方法人特別税

を含む。)並びに自動車税種別割

(イ) 個人 個人事業税及び自動車税種別割

(4) 次に掲げる業種又は事業者に該当しないこと。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第12号)第2条に規定する営業又はこれに類する業種

イ 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する業種又はこれに類する業種

ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により、安城市における一般競争入札の参加を制限されている事業者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員が関与している事業者

オ その他市長が適当でないと認める業種又は事業者

4 応募手続

(1) 応募方法

受付期間中に提出書類を持参又は郵送により提出してください。

※提出先 安城市役所本庁舎2階 行政課庶務係(26番窓口)

〒446-8501 安城市桜町18番23号

(2) 受付期間

令和6年4月22日(月)から5月17日(金)まで

ア 提出書類を持参する場合

午後8時30分から午後5時15分まで

※祝日を除く。

イ 提出書類を郵送する場合

一般書留又は簡易書留により、5月17日(金)午後5時15分**必着**

※必ず事前に行政課庶務係に電話連絡すること。

(3) 提出書類

ア 自動証明写真機設置申込書(別添の様式による。)

イ 価格提案書(別添の様式による。)

ウ 次の証明書等(いずれも発行後3か月以内のもの)

(ア) 法人の場合 法人登記事項証明書

(イ) 個人の場合 住民票の写し及び本籍地市区町村長発行の身分証明書

エ 納税証明書（国税、愛知県税及び安城市税について未納の税額がないこと
の証明で、いずれも発行後3か月以内のもの）

オ 設置する写真機のカタログ（寸法、電力消費量その他機能が確認できるもの）

カ 写真機設置の実績の分かる書類（任意様式）

5 設置事業者の決定

（1）設置事業者は、最低金額（2年10か月）以上で有効な提案を行った者のうち、最高金額のものとする。ただし、その者が辞退した場合は、次点の者とする。

（2）応募結果は、令和6年5月21日（火）までに各応募者宛てにFAXにより通知する。

6 その他

（1）貸付料及び電気料の本市への支払方法その他詳細は、別添の仕様書のとおりとする。

（2）契約保証金は、免除とする。

（3）設置場所の現地説明が必要な場合は、行政課庶務係と日程調整を行うこと。

【問合せ先】

安城市総務部行政課庶務係

〒446-8501 安城市桜町18番23号 安城市役所本庁舎2階

電話：0566-71-2208（直通）

FAX：0566-76-1112